

成人式のお知らせ



茨城町では、新成人の門出を祝い、平成28年の成人式典を開催いたします。

日時 平成28年1月10日(日) 午前11時00分～11時30分
 場所 茨城町立中央公民館大ホール
 受付時間 午前10時00分から10時45分まで(時間厳守)

【問合せ先】生涯学習課 ☎029-240-7122



忘れて
いませんか?

今年度まだ受けていない方のための

健康診査のお知らせ

実施日 1月23日(土)、1月25日(月)、1月26日(火)、2月24日(水)
 受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後2時30分
 場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター
 持ち物 健診受診券、健康保険証、自己負担金
 ※社保被扶養者は特定健診受診券が必要です



| 健診項目 | 対象者 | 自己負担金 |
|-----------|----------|-------------------------|
| 生活習慣病予防健診 | 19～39歳 | 1,000円 |
| 特定健康診査 | 40歳以上 | 1,000円 |
| 高齢者健康診査 | 75歳以上 | 無料 (心電図・眼底・貧血1,750円) |
| 肺がん検診 | 40歳以上 | 無料 |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | 500円 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 | 300円 |
| 肝炎ウイルス検診 | 40歳以上 | 500円 |

町民税非課税世帯等は、特定健康診査以外の負担金が無料になります。
 受付時にお申し出ください。

【問合せ先】健康増進課 ☎029-240-7134
 保険課 ☎029-240-7113

「おしえて! 税のこと」

連載 No.8

- Q** 固定資産税とは?
A 土地・家屋・償却資産(これらを総称して固定資産といいます)を所有している人に、これらの固定資産の価格を基に算定された税額を負担していただく税金です。
Q 固定資産税を納める人は?
A 毎年1月1日(賦課期日といいます)現在、町内に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

| | |
|-------|---|
| 土地・家屋 | ○登記されているもの 土地登記簿または建物登記簿に所有者として登記されている人 ○登記されていないもの 土地補充課税台帳または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人 |
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |

- Q** 固定資産の所有者が亡くなってしまったらどうすれば?
A 固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合、その固定資産の納税等の管理をしていただく方(相続人代表者)を相続人の中から決めていただき、相続人代表者指定届の提出をお願いしております。
 なお、この手続きは相続登記がされるまでの間、固定資産税の納税通知書等を受けとっていただく方を定めるものであり、権利関係を確認するものではありません。登記されている土地や家屋については、通常法務局で相続登記の手続きをしていただくことになります。

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114

家屋調査にご協力ください!

新築・増築された家屋(住宅や物置、車庫など)は、固定資産税が課税されます。税務課では、その税額の基礎となる評価額を算出するために、家屋調査を行っています。ご協力をお願いします。

また、家屋を取り壊した場合、家屋課税台帳を抹消しないと今後も課税されることとなりますので、取り壊した際には必ず税務課までご連絡をお願いします。

平成28年度小学校新入学児童に対する入学祝品等の贈呈について

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)で小学校に入学するお子さんに入学祝品(学用品)を贈呈しております。

該当する児童がいる保護者の方で、入学祝品を希望される方は、お子さんの氏名、性別、生年月日、保護者名、住所、連絡先をこども課までお知らせください。

申込期間 平成28年1月4日(月)～1月15日(金)(土日、祝日を除く)
 午前8時30分～午後5時15分(昼休みを除く)
 申込み先 茨城町こども課(2階16番窓口) ☎029-240-7144



また、社会福祉協議会では、小学校に入学するひとり親家庭の児童を対象に「新入学児童いわい会」を開催し、参加された方へお祝い金を贈呈しております。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】
 ○入学祝品に関すること 茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-7505
 ○新入学児童いわい会に関すること 茨城町社会福祉協議会 ☎029-292-7141